

2009 年 6 月 5 日

報道関係各位

アリアンツ生命保険株式会社

「2008 年度決算(案)のお知らせ」の一部訂正について

当社が 5 月 29 日付でご報告いたしました「2008 年度決算(案)のお知らせ」において、一部に誤りがあることが判明いたしました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきます。なお、訂正項目以外の数値等に変更はありません。

記

1. 訂正内容

ページ	該当箇所	訂正前	訂正後
表紙	主要業績指標 「ソルベンシー・マージン比率」	4,855.0%	4,911.9%
17 ページ	11. ソルベンシー・マージン比率 「ソルベンシー・マージン総額」	3,800(百万円)	3,845(百万円)
17 ページ	11. ソルベンシー・マージン比率 「全期チルメル式責任準備金相当 額超過額」	—	44(百万円)
17 ページ	11. ソルベンシー・マージン比率 「ソルベンシー・マージン比率」	4,855.0%	4,911.9%

2. 添付資料

「2008 年度決算(案)のお知らせ」の表紙および 17 ページの差換分

以上

＜本件に関するお問合せ先＞

アリアンツ生命保険株式会社

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

<http://life.allianz.co.jp/news>

PRESS RELEASE

2009 年 5 月 29 日

報道関係各位

アリアンツ生命保険株式会社

2008 年度決算(案)のお知らせ

アリアンツ生命保険株式会社(本社所在地:東京都港区、代表取締役社長:三宅伊智朗)の 2008 年度(平成 20 年度、2008 年 4 月 1 日～2009 年 3 月 31 日)の決算(案)につき、別紙のとおりお知らせいたします。

**2008 年度
決算(案)ハイライト**

当社は 2008 年 4 月より営業を開始し、同年 4 月に一時払変額年金保険(年金原資保証型)[販売名称「アリアンツ NK クラフト」]、2009 年 2 月に米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・I 型)[販売名称「アクティブビジョン」]を発売いたしました。2008 年度後半の世界的な金融危機の影響を受けながらも 2 商品は順調な販売を維持し、営業開始初年度の当社の個人年金保険の新契約件数は約 7,200 件、保険料等収入は 526 億 3 千万円となりました。その他の主要業績と収支の状況については以下のとおりです。

主要業績指標		2008 年度
契約高		
	保有契約高	525 億円
	新契約高	526 億円
年換算保険料		
	保有契約	6,291 百万円
	新契約	6,294 百万円
保険料等収入		52,630 百万円
事業費		5,601 百万円
当期純損失		△4,145 百万円
総資産		45,445 百万円
基礎利益		△3,673 百万円
ソルベンシー・マージン比率		<u>4,911.9 %</u>

なお、証券化商品等への投資およびサブプライム関連投資について該当事項はございませんので、あわせてお知らせいたします。

以上

＜本件に関するお問合せ先＞
アリアンツ生命保険株式会社 広報担当
Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511
<http://life.allianz.co.jp/news>

【差替え】訂正箇所には二重下線を付しております

1 1. ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項 目	平成19年度末	平成20年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	-	<u>3,845</u>
資本金等（外国保険会社等は供託金等）	-	3,331
価格変動準備金	-	0
危険準備金	-	468
一般貸倒引当金	-	-
その他有価証券の評価差額×90%（マイナスの場合100%）	-	△0
土地の含み損益×85%（マイナスの場合100%）	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	-	<u>44</u>
持込資本金等	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_8)^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2} + R_4$ (B)	-	156
保険リスク相当額 R ₁	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R ₈	-	-
予定利率リスク相当額 R ₂	-	-
資産運用リスク相当額 R ₃	-	152
経営管理リスク相当額 R ₄	-	4
最低保証リスク相当額 R ₇	-	-
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	-	<u>4,911.9%</u>

(注) 上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています（「全期チルメル式責任準備金相当額超過額」は告示第50号第1条第3項第1号に基づいて算出しています）。